

逐条解説

富津市情報公開・個人情報保護審査会条例

(案)

富津市情報公開・個人情報保護審査会条例逐条解説

目 次

第 1 条	趣旨	1
第 2 条	設置	1
第 3 条	定義	2
第 4 条	所掌事項	3
第 5 条	組織	5
第 6 条	委員	5
第 7 条	会長及び副会長	6
第 8 条	審査会の調査審議	7
第 9 条	審査会の調査権限	7
第 10 条	意見の陳述	10
第 11 条	意見書等の提出	11
第 12 条	提出資料の写しの送付等	12
第 13 条	審査請求に係る調査審議手続の非公開	14
第 14 条	答申書の送付等	15
第 15 条	審査請求に関する調査審議以外の調査審議	16
第 16 条	委任	16
第 17 条	罰則	17
附則		18

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 この条例は、富津市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の趣旨について定めたものです。

【解説】

本条は、本条例が、富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置並びにその組織及び運営についての基本的事項について定めたものであることを規定しています。

第2条 設置

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

【趣旨】

本条は、審査会が情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく諮問に対する調査審議するために、地方自治法第138条の4第3項による市長の附属機関として設置することを定めたものです。

【解説】

実施機関ごとに審査会を設置することも可能であるが、判断の統一を図る必要があるなどの理由から、市長以外の実施機関からも審査会に対し直接諮問できるものとしたものです。

第3条 定義

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富津市条例第〇号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）

(2) 行政文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等（次条第1項第1号において「開示決定等」という。）に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第1項第3号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語の意義を定めたものです。

【解説】

<第1号関係>

「諮問庁」とは、情報公開条例第2条第1号の実施機関、富津市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいいます。

<第2号及び第3号関係>

本条例中の「行政文書」の意義は、情報公開条例第2条第2号に、「保有個人情報」の意義は、個人情報保護法第60条第1項に定義されているものをいいます。

第4条 所掌事項

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は情報公開条例第5条に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運営に関する重要事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (4) 富津市個人情報の保護に関する法律施行条例第9条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、情報公開条例第18条第3項の規定により、議長に対し、意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の所掌事項を定めたものです。

【解説】

審査会は、市長の附属機関として設置されるものであるが、市長以外の実施機関からの諮問及び意見の求めに対しても調査審議を行うものです。

<第1項第1号関係>

「審査請求」とは、次に掲げる決定等に対する審査請求のことをいいます。

- (1) 情報公開条例の規定による開示決定等
- (2) 情報公開条例の規定による開示請求の不作為

<第1項第2号関係>

情報公開制度の運営に関する重要事項とは、基本的事項の改正、制度運営上の基本的な改善など、運営に関する重要事項をいいます。

<第1項第3号関係>

個人情報保護法に基づく開示決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求の不作為があった場合の審査請求に関し、調査審議することを定めたものです。

<第1項第4号関係>

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例第9条各号に掲げる事項に関し、個人情報の適正な取扱いの確保のために調査審議することを定めたものです。

<第2項関係>

第1項第2号の規定により、実施機関が審査会に諮問する場合のほか、審査会からも実施機関に対して情報公開制度の運営に関する重要事項について意見を述べるができることとしました。

<第3項関係>

情報公開条例第18条第3項では、市長と議会は、執行機関と議決機関として互いに独立した関係にあり、審査請求に対して裁決する機関である議会が、裁決を行うために必要があると認め、審査会の意見を求めることができるとしています。本項は、議会から審査会に意見を求められた場合に、審査会は、議長に対し、意見を述べるができることとしました。

第5条 組織

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

【趣旨】

本条は、審査会の組織について定めたものです。

【解説】

審査会は、委員5人以内で組織します。

第6条 委員

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、審査会の委員の委嘱、任期、職務上の義務を定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

<第2項及び第3項関係>

委員の任期は、委嘱の日から2年とします。ただし、委員の再任は妨げないものとします。任期中に委員が欠けた場合は、後任を選任するものですが、この後任委員の任期は、前任委員の残任期間とします。

<第4項関係>

審査会の委員は、附属機関の非常勤職員で特別職の公務員であるが、地方公務員法上の守秘義務を負っていないため、守秘義務について明文化したものです。また、退任後も同様の義務を課すものです。

第7条 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、審査会の会長及び副会長について定めたものです。

【解説】

<第1項及び第2項関係>

審査会は、合議制機関であるが、会務を総理し、審査会を代表する会長を定めておく必要がある。会長及び副会長の選定方法については、委員の互選方式によることとしました。

<第3項関係>

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理することを定めたものです。

第8条 審査会の調査審議

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議について定めたものです。

【解説】

審査会が行う調査審議は、本条例に定めるところにより、実施するものです。

第9条 審査会の調査権限

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、実施機関から諮問された事件についての審査会の調査権限について定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

本項は、いわゆるインカメラ審理の手続を定めたものです。

1 審査会委員が当該行政文書又は保有個人情報の内容を見分することができることとした目的は、実施機関が行った不開示又は部分開示決定について、当該決定に係る実施機関又は市の機関の判断の適法妥当性又は部分開示の範囲の適切性等について、迅速かつ適正な判断を可能とするためです。

- 2 「必要があると認めるとき」とは、事件の審査に当たり、審査会委員が当該行政文書又は保有個人情報を実際に見分しなければ各実施機関が行った不開示決定又は部分開示決定の適否について迅速かつ適切な判断ができないと審査会が認めた場合をいい、諮問された事件に応じて審査会が判断を行うものとします。
- 3 「何人も」とは、「参加人」（行政不服審査法第24条に規定する参加人をいい、審査請求の結果に対して直接影響を受ける第三者をいう。）や「利害関係人」（当該処分に対して審査請求人と利害を同一にする者、又は相反する利害関係をもつ者であって、当該処分の取消又は変更により不利益を被る者あるいは利益を受ける者も含む。）も含む諮問庁以外の全ての者をいいます。

<第2項関係>

諮問庁は、第1項の規定により審査会から提示の求めのあった行政文書又は保有個人情報について、不開示とした部分を審査会が本来の記載のまま見分することにより、実施機関の判断の適法妥当性又は部分開示の範囲の適切性等について、迅速かつ適正な判断を可能とするため行い得ることとしたという条例の制定趣旨に鑑み、審査会から求めのあった行政文書又は保有個人情報について必ず提示しなければならないとしたものです。

<第3項関係>

審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、事案の概要と争点を明確にし、非開示（特に部分的な不開示）とするものの適否を迅速かつ適正に判断するために、請求拒否の決定があった行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを一定の方式で分類・整理した分類を諮問庁に作成させ、諮問に係る処分意見の説明を聴くことが有効かつ適切です。また、このような説明書類があると、審査請求人が、請求拒否処分の違法性・不相当性を的確に指摘しやすくなるとともに、後に訴訟になった場合には、迅速かつ適正な訴訟手続の実現にも資すると考えられます。

この説明書類の作成を求める必要性、これを求める時期、特に当該行政文書又は個人情報を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきです。また、行政文書又はその部分と不開示とする理由との関係の分類・整理の方式は、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定することとするのが合理的であるため、このようにしている。いわゆるヴォーン・インデックス類似手続をいいます。

<第4項関係>

本項は、第1項に定めるもののほか、事件に関し迅速かつ適正な判断をするため、審査会は、審査請求人、参加人、諮問庁又はその他の関係人の出席を求め、その意見、理由若しくは説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めること、又は参考人に陳述を求めることその他必要な調査をすることができる旨を定めたものです。

- 1 「参加人」とは、審査請求の結果によって直接自己の権利利益に不利益を被る利害関係人で、諮問庁の許可を得て、審査請求に参加できるものであり（行政不服審査法第24条）、本項の「参加人」も同趣旨です。
- 2 「参考人」とは、例えば情報公開条例第14条及び富津市個人情報の保護に関する法律施行条例第86条の規定により反対意見書を提出した第三者で、審査請求人又は参加人でない者に参考までに意見陳述をさせるような場合や、審査会が技術専門家や学識経験者に意見を聴く場合、その他事件の当事者以外の立場で審査会から参考意見を求められる者です。
- 3 「その他必要な調査」とは、審査会の調査審議等に必要な実地調査、関係資料の収集などが考えられます。

第10条 意見の陳述

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等が審査会において、口頭による意見陳述の機会の付与について定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

本項は、意見書・資料の提出に加えて、審査請求人等に意見陳述権が認められるのは、これにより審査会に適正な判断を行うための資料が十分集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な弁明・反論の機会を与えるために定めたものである。審査請求人等から口頭による意見陳述の申出があったときは、審査会は原則としてこれに応じることとしたものです。

- 1 審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書又は個人情報の開示・不開示等の先例が確立しているときなどは、改めて審査請求人等から意見を聴く必要性が認められないので、事件の迅速な解決と調査審議の効率性を確保するため、申出に応じないこともできるものです。
- 2 諮問庁も第9条第4項の規定により「審査請求人等」に含まれるので、意見陳述の機会が認められます。

<第2項関係>

本項は、審査会の許可を下に、口頭による意見陳述の際の補佐人の出席を認める規定です。

- 1 審査請求人等から審査会に提出された意見書及び資料の閲覧の申出があったときは、審査会は原則としてこれに応じることとしたものです。
- 2 「補佐人」の資格については、行政不服審査法第25条第2項に規定する「補佐人」と同義であり、専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいいます。許可制なので、審査会は、補佐人の出席を許可する場合にも、合理的な範囲にその人数を制限することができます。
- 3 補佐人とともに出席できるのは、「審査請求人又は参加人」であり、諮問庁は含まれません。

第11条 意見書等の提出

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等が意見等の提出権を有する旨を定めるとともに、その提出について一定の制限を課すことを定めたものです。

【解説】

- 1 意見書の提出は、審査会に適正な判断を行うための資料が十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な弁明・反論の機会を与えるために定めたものです。
- 2 意見書又は資料の合理的な利用を確保するために、審査会は、提出につき「相当の期間」を設定することが認められ、この場合には、審査請求人等はこの期間内に提出しなければなりません。
- 3 「相当の期間」とは、意見書又は資料を準備・提出するのに一般に合理的に必要なと考えられる期間でなくてはなりません。

第12条 提出資料の写しの送付等

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会に提出された意見書又は資料の内容がわからなければ、審査請求人等が適切な反論等を行うことができないため、審査請求人等から提出された意見書又は資料の送付や閲覧を求めることができることを定めたものです。

【解説】

<第1項及び第2項関係>

1 「意見書又は資料」とは、第9条第3項の規定により審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第9条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」を指します。

なお、仮に開示決定等に係る行政文書又は開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書が提出されていても、当該行政文書はその開示等の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手続において当該行政文書の送付又は閲覧を求めることはできません。

2 審査会が送付又は閲覧を拒むことができるのは、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」です。ここでいう「第三者」

とは、審査会に提出された意見書又は資料にその情報が含まれる第三者であり、情報公開条例第14条が定める開示決定等に係る行政文書に記録されている第三者や個人情報保護法第86条に定める開示決定等に係る個人情報に含まれている第三者と同一であるとは限りません。

- 3 「第三者の利益を害する」とは、例えば個人のプライバシーを侵害したり、法人等の営業上の秘密を露顕させたりする場合です。
- 4 「その他正当な理由があるとき」とは、行政の運営上、公にできない場合等をいいます。

<第3項関係>

- 1 提出した意見書又は資料の送付又は閲覧によりその権利や利益を害されうる一定の第三者（提出人）を保護する手続を定めたものです。
- 2 審査会は、提出人の意見に拘束されるわけではなく、たとえ提出人が送付又は閲覧に反対の意見を表明したとしても、本条の趣旨に照らし、送付又は閲覧を認める決定をすることが可能です。
- 3 「審査会が、その必要がないと認めるとき」とは、提出された意見書又は資料に第三者の情報が含まれていない場合等が考えられます。

<第4項関係>

審査会は、第2項の規定により意見書又は資料を閲覧に供するときは、調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができます。

第13条 審査請求に係る調査審議手続の非公開

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査請求の調査審議の手続については、非公開とすることを定めたものです。

【解説】

情報公開条例第23条では、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び・・・市民、学識経験者等が構成員に含まれているもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。・・・」と、審査会の会議を原則公開としており、本審査会も本条により原則公開としています。

しかし、実施機関からの諮問（第4条第1項第1号及び同項第3号の規定）に基づいて行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続は、実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の処理の適否について、行政文書や個人情報を直接見分しながら、又審査請求人等が口頭で述べた意見をもとに判断を行う場合もあるなど、秘密性のある行政文書や個人情報を取り扱う審査会の性格を考え、調査審議の手続については、非公開としました。

第14条 答申書の送付等

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会の答申書の写しの送付及び公表について定めたものです。

【解説】

- 1 本条により、審査会は、審査請求人及び参加人に対しては、答申書の写しを送付すること及び一般には、答申の内容を公表することを原則とします。公表の対象を答申書自体ではなく、「答申の内容」としたのは、答申の中に、審査請求人や参加人の氏名、住所等、公表することが不適当なものが含まれるからです。
- 2 審査会の審査請求に係る調査審議手続が非公開であることから、答申内容の公開は、審査会の手続の透明性を確保する役割を担います。
- 3 答申書の写しの送付・答申の内容公表の時期については、本条には明記されていませんが、審査会の性格、審査請求人が諮問庁の裁決の日まで答申の存在を知らなかったということがないようにすべきこと、裁決を不服とする訴訟提起の資料の提供などの点を考えると、答申の日から遅滞なく、送付や公表が行われることが望ましいです。

第15条 審査請求に関する調査審議以外の調査審議

(審査請求に関する調査審議以外の調査審議)

第15条 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは市の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

【趣旨】

審査請求以外の調査審議の際に必要なに応じて必要な協力を依頼することができることを定めたものです。

【解説】

審査請求以外に係る調査審議の際に、実施機関、市の機関、その他関係者に必要な協力を依頼できることを定めたものです。

第16条 委任

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の運営に関し必要な事項の規則への委任について定めたものです。

【解説】

本条は、審査会の運営について、細部にわたって条例で定めることの不適切性に鑑み、その必要事項の定めを規則で定めることとしました。具体的には、会議の議長や議事に関することです。

第17条 罰則

(罰則)

第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

【趣旨】

本条は、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものです。

【解説】

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第34条に規定する守秘義務規定は適用されません。このため第6条第4項で委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものです。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に改正前の富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により設置された富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日において委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

3 施行日前に旧審査会にされた旧条例第4条第1項第1号及び第3号（情報公開制度に係るものに限る。）についての諮問（この条例の施行の際これらに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

4 施行日前に旧審査会にされた旧条例第4条第1項第2号及び第3号（個人情報保護制度に係るものに限る。）についての諮問（この条例施行の際これらに係る調査審議を終えていないものに限る。）については、その事項が第4条第1項第4号に掲げる事項に該当すると認められるものに限り、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、前項後段の規定を準用する。

5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第5条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日、経過措置を規定したものです。

【解説】

<第1条関係>

この条例は、令和5年4月1日から施行するものとします。

<第2条関係>

- 1 旧条例に基づく審査会委員であった者は、この条例施行の際に富津市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなすこととしたものです。
- 2 旧条例に基づく審査会委員であった者は、この条例施行の際に旧審査会の委員と

しての任期の残任期間まで富津市情報公開・個人情報保護審査会委員として委嘱されたものとみなすこととしたものです。

- 3 施行日前に旧審査会にされた情報公開制度に係る諮問について、施行日において審査会に諮問されたものとみなし、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、審査会により行われたものとみなすものです。
- 4 施行日前に旧審査会にされた個人情報保護開制度に係る諮問について、その事項が富津市個人情報の保護に関する法律施行条例第9条の規定による諮問に限り、施行日において審査会に諮問されたものとみなし、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、審査会により行われたものとみなすものです。
- 5・6 旧審査会の委員である者又はあった者の守秘義務は、この条例施行後も同様の義務を課すものであり、この条例の施行後に守秘義務に反する行為があった場合も同様の罰則が適用されるものです。